

通しの誤りや運用失敗に起因するなし崩し的な取り崩しは回避すべきである。

以上

分類項目：(8) 保険料水準（引き上げ、引き下げ、凍結）

タイトル：年金制度改革の課題と展望

著者：坂口正之（大阪市立大学教授）

出典：週間社会保障 1999年53巻2036号 pp.56-61

出版社：

出版年：

<論文テーマ>

厚生省「年金制度改革案大綱」に基づいた、年金制度改革の論点整理。

<論文の内容>

1999年2月26日に示された厚生省「年金制度改革案大綱」に基づいて年金制度改革の論点を整理し、今後の課題について展望を行う。

○主要改正案に関するコメント

- ⑤給付水準の抑制の方法について、給付乗率の引き下げによる定率削減方式では、定額年金について給付金額そのものが低くなってしまふ。最低保障制度を設けるなど、所得再分配効果についての再検討が必要である。
- ⑥適正な繰り上げ支給制度は、退職年齢の弾力化に資するが、単に支給開始年齢を引き上げるだけでは、高齢者の不安を拡大するばかりである。
- ⑦60歳代後半の在職高齢年金制度は、年金支出抑制策としては効果が薄い、保険料収入を図る点では効果がある。
- ⑧総報酬制の導入が望まれる。

○今回の改正では、長引く深刻な不況を考慮する緊急避難的措置として、厚生年金・国民年金などの保険料の凍結が図られた。しかし、長期にわたる財政計算に基づく公的年金制度を、短期的な経済政策や景気対策に用いるのは問題である。また、凍結解除の次期が明確でないところも問題である。

○基礎年金の国庫負担を二分の一まで引き上げることが提案されたが、引き上げの実施

時期を明確に示すことはできず、平成 16 年度までに安定した財源を確保して今回の改正とは切り離して行われることになった。この国庫負担増額の目的は明確でない。また、財源を何に求めるかもはっきりしていない。基礎年金においては税方式が望ましいと考えられるが、基礎年金制度への国民の信頼性が揺らいでいることが最大の問題である。

○改正案大綱では、厚生省が年金積立金の自主運用を担当することになった。これには利点も多いが、いくつか問題もある。第一に、年金福祉事業団の積立金運用の失敗による約一兆円の累積赤字の責任が不明確となること。第二に、運用主体の、厚生省や民間金融機関等からの独立性・中立性に疑問があること。第三に、この議論の前提として、そもそも膨大な積立金の保有の是非を問う必要がある、ということである。

○改正案大綱では、財政悪化により代行部分返上の声も聞かれる、厚生年金基金制度に対する大幅な見直し（現物出資を認める・運用規制の緩和等）が行われた。財政が悪化したから返上するというのは筋が通らないという原則論と共に、今後の債務を引き継いだ基金連合会も自力更正が困難であり、代行部分返上には問題が多い。運用規制の緩和は効率性の観点からは必要な方向であるが、受給者保護の点では問題がある改正案である。またこれらの改革案は、基金という分断された公法人が公的年金を代行することを前提にした論議であるが、そのような設計が果たして適切なのかどうかはまず問われねばならない。

○改革案で積み残された課題として、

- ・適正な給付水準の算定
- ・基礎年金の再構築
- ・年金制度の個人単位化と第三号被保険者問題

があげられる。

タイトル：年金改革のシミュレーション分析

著者：橋本恭之（関西大学経済学部教授）

出典：国際税制研究 2000 年 4 号 pp.91-97

出版社：

出版年：

<論文テーマ>

厚生省発表の年金改革案に基づく、世代別公的負担の推計

<論文の内容>

1997 年 12 月 5 日に厚生省の発表した「21 世紀の年金を選択する——年金改革・5 つの選択肢——」において、5 つの案が提示された。

A 案：現行制度の給付設計を維持する案。（保険料率に制約なし）

B 案：厚生年金保険料率を月収の 30%以内にとどめる案。

C 案：厚生年金保険料率を年収（ボーナス含む）の 20%以内にとどめる案。

D 案：厚生年金保険料率を現状程度に維持する案。

E 案：厚生年金の廃止（民営化）

これらの案に基づいてシミュレーションを行い、公的負担を世代別に比較する。

保険料方式から税方式への移行をも含む公的年金の改革を評価するには、従来行われてきた手法（公的年金を民間の貯蓄手段と同様にとらえて、内部収益率を計算する方法）では不十分である。年金制度と租税制度は複雑な相互依存関係を有しているので、それを考慮に入れた分析を行う必要がある。

○推計に用いたデータ

推計に当たっては、昭和 28 年から平成 10 年までの『家計調査年報』の、勤労者世帯の世帯主年齢階級別のデータを利用して、9 つの世代のコーホート・データを作成した。各世代の平成 11 年以降の所得データについては、平成 10 年の調査における年齢階級別の「勤め先収入」に賃金上昇率を掛けて推計した。また税負担として、所得税（給与・利子）、消費税、消費税以外の個別間接税を考慮した。

また、A 案から D 案については、1999 年時点での国庫負担率と比べて増大した部分

は、消費税率の引き上げでまかなわれるものと仮定し、E案については、基礎年金の財源をすべて消費税の引き上げで調達するものと仮定した。

○結果

A案からD案を比較すると、現行制度を維持する場合のA案よりも、B・C・D案の方が現役時代の負担率を抑制できる。逆に、老後には、B・C・D案はA案よりも公的負担の負担率を上昇させる。

A案からE案へ行くに従って、負担が軽減される傾向がある。ただし、1940年生まれ以前の世代では、すでに老年期にさしかかっているために、保険料抑制の恩恵はほとんど受けず、E案による消費税引き上げの影響のみを被るため、若干異なる。1945年生まれ以降の世代については、A案からE案へ行くに従って給付・公的負担比率は低下している。公的年金改革の目的の一つは、高齢化のピーク時での若い世代の負担の抑制を図ることであるが、この結果は、いずれの案も必ずしもその目標を達成できないことを示している。

以上の分析は、「公的負担」の中に年金保険料の雇用主負担分を含んでいないため不十分である。しかしこれを含めても、E案のほうがA案よりも給付・公的負担比率は低下するという結果は（違いは小さくなっているものの）変わらない。

○結論

以上のような結果は、年金改革の課題を年金制度の改革のみでクリアしようとすることの限界を示している。世代間の格差を縮小するには、すでに給付が開始されている世代の給付水準を落とさない限り不可能である。

現行の年金税制（拠出・給付時とも非課税）や社会保険料控除を見直せば、それだけ消費税率の引き上げを抑制することができる。年金問題の解決には、年金制度改革と連動した、年金税制の見直しが不可欠である。

分類項目：(9) 国庫負担の意義・水準

タイトル：年金制度改革の課題と展望

著者：坂口正之（大阪市立大学教授）

出典：週刊社会保障 1999年53巻2036号 pp.56-61

出版社：

出版年：

<論文テーマ>

厚生省「年金制度改革案大綱」に基づいた、年金制度改革の論点整理。

<論文の内容>

1999年2月26日に示された厚生省「年金制度改革案大綱」に基づいて年金制度改革の論点を整理し、今後の課題について展望を行う。

○主要改正案に関するコメント

⑨給付水準の抑制の方法について、給付乗率の引き下げによる定率削減方式では、定額年金について給付金額そのものが低くなってしまう。最低保障制度を設けるなど、所得再分配効果についての再検討が必要である。

⑩適正な繰り上げ支給制度は、退職年齢の弾力化に資するが、単に支給開始年齢を引き上げるだけでは、高齢者の不安を拡大するばかりである。

⑪60歳代後半の在職老齢年金制度は、年金支出抑制策としては効果が薄いですが、保険料収入を図る点では効果がある。

⑫総報酬制の導入が望まれる。

○今回の改正では、長引く深刻な不況を考慮する緊急避難的措置として、厚生年金・国民年金などの保険料の凍結が図られた。しかし、長期にわたる財政計算に基づく公的年金制度を、短期的な経済政策や景気対策に用いるのは問題である。また、凍結解除の次期が明確でないところも問題である。

○基礎年金の国庫負担を二分の一まで引き上げることが提案されたが、引き上げの実施

時期を明確に示すことはできず、平成 16 年度までに安定した財源を確保して今回の改正とは切り離して行われることになった。この国庫負担増額の目的は明確でない。また、財源を何に求めるかもはっきりしていない。基礎年金においては税方式が望ましいと考えられるが、基礎年金制度への国民の信頼性が揺らいでいることが最大の問題である。

○改正案大綱では、厚生省が年金積立金の自主運用を担当することになった。これには利点も多いが、いくつか問題もある。第一に、年金福祉事業団の積立金運用の失敗による約一兆円の累積赤字の責任が不明確となること。第二に、運用主体の、厚生省や民間金融機関等からの独立性・中立性に疑問があること。第三に、この議論の前提として、そもそも膨大な積立金の保有の是非を問う必要がある、ということである。

○改正案大綱では、財政悪化により代行部分返上の声も聞かれる、厚生年金基金制度に対する大幅な見直し（現物出資を認める・運用規制の緩和等）が行われた。財政が悪化したから返上するというのは筋が通らないという原則論と共に、今後の債務を引き継いだ基金連合会も自力更正が困難であり、代行部分返上には問題が多い。運用規制の緩和は効率性の観点からは必要な方向であるが、受給者保護の点では問題がある改正案である。またこれらの改革案は、基金という分断された公法人が公的年金を代行することを前提にした論議であるが、そのような設計が果たして適切なのだろうか、まず問われねばならない。

○改革案で積み残された課題として、

- ・適正な給付水準の算定
- ・基礎年金の再構築
- ・年金制度の個人単位化と第三号被保険者問題

があげられる。

分類項目：(11) その他

タイトル：人口高齢化と消費の不平等度

著者：大竹文雄（大阪大学社会経済研究所）

齋藤誠（大阪大学経済学部）

出典：八田達夫・八代尚宏編『社会保険改革』

出版社：日本経済新聞社

出版年：1998年

<論文テーマ>

(A) 論文タイプ：実証：年齢を経るごとに世代内不平等がどう変化するかを実証。

(B) 人口高齢化における社会保障政策には世代内分配の問題も重要。

<論文の内容>

(A) 消費水準は所得水準よりも個人の経済厚生水準をより正確に反映している可能性が高い。そこで、世代内の対数消費分散を年齢ダミーとコーホートダミーで回帰する推計を行うことで、コーホートごと、年齢ごとの不平等度への効果を検出した。

(B) その結果、新しいコーホートはライフサイクルのはじめの段階から消費の不平等度が高い、すなわち、遺産や生前贈与などの世代間所得移転を通じて消費の不平等度が古い世代から新しい世代に引き継がれる傾向が強まっていることが示唆された。年齢についてみれば、40歳以降、不平等度は急速に高まっていることが検出された。これは、将来の所得の不平等度が高まったことを40歳台に家計が認識し始めるという効果を反映していると考えられる。アメリカ・イギリス・台湾と比較すると、50歳台以降消費の不平等度があまり高くないことが日本に特有の現象として指摘できる。また、時系列的にみれば、人口の高齢化と、コーホート効果により、1980年代に入って経済全体の不平等度が急激に高まっている。

(C) 少子化に伴う人口構成の高齢化に起因する経済全体の不平等度の高まりは、個人が直

面する不確実性や生涯効用に直接影響しないので、再分配制度の強化を正当化できない。長寿化は、生涯を通じて直面する不確実性の度合いを高めるので、追加的に引き受けるリスクを軽減する保険制度が必要になろう。経済全体の不平等度がコーホート効果を反映しており、前世代の不平等を引き継ぐ形でコーホート内の不平等が広がっているとき、「生まれながらの不平等を拡大させない」との国民の合意が形成されれば、資産所得税や相続税を強化しなければならないかもしれない。

タイトル：介護費用の推計とその経済効果

著者：木村陽子（奈良女子大学生生活環境学部）

出典：八田達夫・八代尚宏編『社会保険改革』

出版社：日本経済新聞社

出版年：1998年

<論文テーマ>

(A) 論文タイプ：レビュー：介護費用や関連する経済効果の大きさを推計した。

<論文の内容>

家族の介護力は単身世帯・老夫婦世帯の増加によって減少する。寝たきり・痴呆老人のうち、在宅でいられる割合は、1993年の52%から2010年の42%へ10%ポイントの低下が見込まれる。それ以上は、介護サービスがない限り在宅では介護できない。

現行制度のままであれば、社会的入院が増大し、2000年に27.7万人、2010年に42万人、2025年には60万人に達する。介護保険を導入すれば、社会的入院が減少するために全体の負担総額が減る。社会的入院の減少を施設に重点をおいて解消すると、施設建設費は年間1000億～2000億円必要となるが、ヘルパーの人数を減らすことができる。在宅に重点をおいて社会的入院を解消するより、2010年で18.7万人、2025年で30万人少なくてよい。介護保険の導入は公的負担を減少させ、その額は2000年で0.9兆円、2010年で1.3兆円、2025年で2.0兆円と推計される。ただし、実際の介護保険法のコスト削減効果はこれより少ない。

24時間在宅ケアを実施することは、介護人が働きに出られるようになることもあって、労働供給量を高める。GDPへの効果は、想定により異なるが、介護分野で新たに必要になった労働需要を介護体制の充実によって働くことが可能になった労働力で満たすとし、新ゴールドプランを想定すれば、2010年までに0.24%、2025年までに0.29%、GDPの成長率を引き上げる。国民負担率は、2025年で1.68～1.8%上昇する。

介護保険導入前に、介護費用を補填する目的でさまざまな制度が導入されている。税支出と地方公共団体の手当てだけで2500～3000億円に達する。介護保険導入時の合理化が必要である。

介護保険は保険機能と所得再分配機能を持っている。①個人単位化されていない、②保

除料軽減措置の他制度との整合性がない，③世代間再分配が残存している，④公定価格制度のもとで競争が行われにくい，⑤サービスの質が保証されていない，等の問題が残存している。

タイトル：試案・医療保険制度一元化

著者：岩本康志（京都大学経済研究所）

出典：八田達夫・八代尚宏編『社会保険改革』

出版社：日本経済新聞社

出版年：1998年

<論文テーマ>

- (A) 論文タイプ：理論：医療保険の制度間格差を解消する一元化の試案を提示。
- (B) 医療保険制度の制度間格差は被保険者集団の設計に起因するから、一元化が必要。

<論文の内容>

(A) 今後避けられない医療費の増加への対処を考える前に、制度間財政格差の問題の解決は不可欠である。医療保険制度は8つに分離しており、医療費・負担水準・公費負担・財政調整の格差が存在する。制度間の医療費の格差は被保険者の年齢構成でほとんど説明され、保険料負担は、老人以外は、所得の6.0～6.6%で均等していることから、制度間の財政格差は個別の運営努力の問題ではなく、被保険者集団の設計に由来していることがわかる。

(B) 被保険者集団の設計は、保険の成立しやすい集団から保険制度を作っていったという歴史的経緯に依存するが、制度間格差を解決するには一元化による対策しかない。国民全体で一つの医療保険制度をつくるのが理想だが、移行を考えれば、①財政調整制度を改革し個別制度の努力で対処できない危険は全体でプールし、②保険者の行動に依存する危険は各保険者でプールする、という基本理念に則る改革が現実的である。具体的には、①年齢ごとの平均値から求める「標準医療費」、制度全体の収支を均衡させる「標準保険料」との差額を調整金とする財政調整、②制度間調整勘定に対する公費負担、によって一元化を行う。この試案では、医療費格差は調整されないから医療費の節約は各制度の剰余となり、医療費節約の誘因が存在する。ただし、財政状態のよい制度からの反対が制度一元化への障害である。条件の違う被保険者集団の並立が合理的でないことを強調しなければならない。

(C) ①社会の高齢化に伴う保険料の上昇に対して貯蓄を行う主体は、医療保険なのか、個人なのか、公的年金なのか、②所得比例の保険料のもとでの所得再分配効果を税制にどう

整合的に位置付けるか、③国民皆保険を維持したまま市場原理を有効に機能させる余地はあるか、等は今後の課題として検討に値しよう。

タイトル：雇用保険制度改革と高齢者就業

著者：八代尚宏（上智大学国際関係研究所）

二上香織（日本経済研究センター）

出典：八田達夫・八代尚宏編『社会保険改革』

出版社：日本経済新聞社

出版年：1998年

<論文テーマ>

(A) 論文タイプ：実証：高年齢者雇用継続給付の高齢者就業への効果の検証

(B) 高齢者の失業給付に関するモラルハザードを防ぐ制度設計をすべきだ。

<論文の内容>

1995年から始まった新しい雇用保険制度は、①失業給付、②再就職手当等々の就職促進給付、③高年齢者を対象とした雇用継続給付と雇用者を対象とした雇用安定事業等の3本柱から成っている。

現行制度のもとでは、当初から就業の意志がない60～64歳層が支給限度額まで失業給付を受け取ったあとに引退することが合理的な選択になっており、高齢者層の失業率を押し上げている可能性がある。したがって、失業給付制度は、支給額の高さともあいまって、公平性の観点、資源の効率的配分の観点、世代間所得移転の観点から問題をはらんでいる。

60～64歳を対象とした雇用補助金は、賃金の実質的な下落を通じて雇用促進の効果も持つが、60～64歳の低賃金雇用者としての役割を強め、代替効果によって賃金コストの高い55～59歳層の早期退職を強める効果を持つ危険性がある。

就業するほうが有利になるように、就業に対して補助金を与える高年齢雇用継続給付制度は、在職老齢年金との併給により限界税率が高くなるため労働供給の制約要因となるという意図せざる効果を持つ。また、需給関係を通じて企業に対する実質的な補助金となるため、賃金抑制効果もある。

これらの問題は、失業給付に伴うモラルハザードの問題を新たな制度創設によって対応してきたことに原因がある。雇用保険財政の負担も考慮すれば、モラルハザードを防ぐように失業給付自体を見直す必要がある。それはたとえば、①失業給付の非年金化、②求職期間に応じて給付を逡減させる、③失業給付の後払いやローン化、等の方法によって達成

されよう。

タイトル：『年金と家計の経済分析』

著者：駒村康平（東洋大学経済学部助教授）

渋谷孝人（第一生命保険）

浦田房良（第一生命保険）

出典：

出版社：東洋経済新報社

出版年：2000年

<論文テーマ>

- (A) 論文タイプ：レビュー：家計行動の観点から99年年金改正を評価。
- (B) 厚生年金の報酬比例部分の引き下げは妥当だが、基礎年金の裁定後の賃金スライド廃止は望ましくない。支給開始年齢の引き上げにはリスクが高い。

<論文の内容>

- (A) 本の前半部で行った実証分析等をベースに、家計の観点から99年度年金改正案を評価する。
- (C-1) 厚生年金の給付水準の引き下げは、所得代替率が69%に達していることを考慮すれば当然の措置であり、豊かな高齢者の相対的な引き下げ幅が大きい報酬比例部分のみの引き下げも妥当である。この引き下げは今後老後を迎える人にはそれほど影響せず、むしろ賃金スライドの停止がすでに受け取っている人に影響を与える。経済成長の鈍化と年金水準の上昇によって、スライド制の重要性は高度成長期より相対的に低下している。基礎年金については、既裁定と新規裁定の差が大きいことや、生活保障的性質が強いことから、現行どおりの賃金スライドが望ましい。報酬比例部分については、既裁定と新規裁定の差が小さいことや水準が高いことから、裁定後の物価スライド移行は当然である。賃金の再評価も物価相当で構わない。
- (C-2) 年金支給年齢が60歳から65歳に段階的に引き上げられるが、65歳定年が定着する見通しが立っていないこと、高齢者の再就職は健康問題もあり楽観できないことを踏まえれば、やむをえないとはいえ、単独施策としては難しい。繰上げ支給制度の減額率の軽減は妥当だが、月単位の減額率の導入など年金制度自体のさらなる見直しのほか、企業・被用者・政府には雇用者の雇用環境を変え、60歳代前半の自助努力による生活を可能にす

る必要がある。60歳代後半への在職老齢年金の導入は、就業動機に非経済的要因が大きいことを考えれば、就業行動に与える影響は小さい。

(C-3) 保険料負担の上昇は自営業者には影響する。サラリーマン世帯については、総報酬制度の導入により給与形態による負担給付の格差がなくなり、所得再分配効果があるものの、公平性を改善するとは限らない。

(C-4) 現行制度には個人単位で設計されたなかに第3号被保険者制度という世帯単位の制度が混在しており、就業行動に非中立的である。労働供給が世帯単位で決定されると考えるほうが妥当であるので、所得分割による個人単位の年金権の確立が望ましい。ただし、技術上の難点は避けられない。

(C-5) 未納者・未加入者の問題は、制度を所与とした個人の合理的判断の結果である。免除制度は公平性が指摘されているが、制度の目的に沿った運用がなされていることが実証された。また、未納率は必ずしも支払能力とは関係が無い。

(C-6) 保険料上昇による未納率上昇を理由とした税方式導入には賛成できない。中立性・所得再分配効果・実行可能性など本来の役割に照らして判断することが必要である。基礎年金の財源として消費税を用いることは次善の政策として考えられるが、①医療・介護保険の財源との比較、②益税問題の解決、③相続税・贈与税の強化とパッケージにした逆進性の問題の解決、などの条件を満たさなければならない。年金目的消費税移行が家計の負担にどのような変化を与えるか検証した。その結果、自営業者は大部分が負担減になることがわかった。また、サラリーマン世帯は、総報酬制度への移行を考慮しなければ、所得が少ないサラリーマンほど負担増になること、年金受給者は物価スライドによって6割の家計が影響を回避することがわかった。標準報酬の上限の存在等、消費税の逆進性が単純に問題になるとは限らず、負担の増減は立場によって異なる。検証には具体的分析が不可欠である。

以 上

タイトル：年金制度の再構築

著者：堀勝洋

出典：

出版社：東洋経済新報社

出版年：1997年

<論文テーマ>

第一部 次期財政再計算時において、現行の公的年金制度をどのように改革すべきか
(短期的な改革提言)

<論文の内容>

○給付水準

- 二階部分の給付水準を引き下げる

理由①保険料の負担が今後大幅に増大する

②年金の費用を負担する若い就労世代の所得からみて多すぎる

③基礎年金額は、生活保護費や高齢者世帯平均支出からみてそう高くない

- 公的年金の所得についても課税し、諸保険料も徴収する

- 高所得者に対する年金の支給制限について

在職者年齢年金については妥当だが、退職後の年金については妥当でない

理由①年金受給権に対する期待を裏切る

②老後へ向けた貯蓄に対して負のインセンティブを与える

③所得把握の差による不公平が生じ、正直に申告した人がむしろ不利になる

○支給開始年齢・スライド

- 支給開始年齢は、65歳に完全引き上げ

それ以上の引き上げは、高齢者の就労状況・意欲などを考慮して再検討

- 60～64歳に対するいわゆる部分年金は廃止して繰上げ・繰下げ年金のみに一本化

理由：就労抑制効果をなくすため

- 障害者・長期加入者・船員・坑内員に対する支給開始年齢の特例の廃止

- 繰上げ（繰下げ）年金の減額（増額）率を数理的に適正なものに見直す

（現行の減額率は昭和30年代を基準に定められたもので、現在では過大）

●スライドの見直し

物価スライドは、消費税率の引き上げに伴う物価上昇分を差し引いて行うべき
賃金スライドは可処分所得スライドとするのがよい

○女性の年金

●第三号被保険者制度について

厚生年金の保険料は応益負担ではなく応能負担であるから、所得のない妻は保険料を納めることを要しないというのは合理的な制度である。また第三号被保険者制度を廃止しても、それに変わる妥当な制度は見あたらない。今後女性の就労を促進して第三号被保険者制度の必要性を減じるべきではあるが、現在の所は、以下のように第三号被保険者の範囲を狭めることで問題点に対応せざるを得ない。

- ①第三号被保険者になるための基準の変更：年収 130 万円未満→103 万円未満
- ②パート労働者に対する厚生年金適用拡大

●遺族年金の見直し

遺族基礎年金を妻にだけ支給するという制度は現在の所まだ存在意義がある。女性が男性同様就労するのが一般的になれば、配偶者に対する遺族年金の支給を見直すべきであろう。

○費用負担

●厚生年金の保険料見直し

- ・保険料の賦課ベースおよび年金額の算定基準は、ボーナスを含めた賃金とすべき
- ・子の扶養・親の介護のための休業時には被保険者・雇用者とも保険料を免除に
- ・企業による高齢者の雇用率に応じて保険料率に差を設けるメリット制の導入

●国民年金の空洞化問題

- ・悪質滞納者に対し、強制徴収を一罰百戒的な意味で実行する
- ・国民年金を任意加入にするのは反対。保険料徴収容易化のためにも税方式に。

○制度体系および国際年金通算協定

- 公的年金制度の一元化をすすめ、厚生年金と共済年金とを統合する
- 国際年金通算協定の早期締結

タイトル：年金制度の再構築

著者：堀勝洋

出典：

出版社：東洋経済新報社

出版年：1997年

<論文テーマ>

第二部 我が国の公的年金制度を抜本的に再構築する——より長期的な観点から

<論文の内容>

○基礎年金の財源について

- 我が国の実態では、社会保険の制度の方が社会扶助の制度よりメリットが多い

理由：①保険料拠出の見返りとしての給付という考えが国民に根付いている

②保険料の徴収は租税と比べると国民の合意を得やすい

③所得によって保険料・給付額に差を付けることができ柔軟

④現行の社会保険方式から社会扶助方式への移行は困難

- 消費税の福祉目的税化は、財政の硬直化を招き、適当でない。

○積立方式か賦課方式か

- 賦課方式が良い。公的年金のすべてを現在の修正積立方式から

完全積立方式に移行というのは、可能でもなければ望ましくもない。

理由：①積立方式に移行すると「二重の負担」が発生する

②長期にわたる積立金の利回りの予測は困難

しかし積立方式にも投資資金の確保などのメリットがあるため、

両者の長所を組み合わせた年金制度を構築することが望ましい。

- 公的年金は確定給付が望ましい。私的年金は確定拠出のものがあって当然。

○一階建て年金と二階建て年金

- 保険料は賃金比例とし、1階部分として定額で賦課方式の基礎年金を支給し、2